公示送達

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の書類に代える公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119条）第98条第１項及び第５項の規定による阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成26年６月17日

阪神間都市計画事業
中央北地区特定土地区画整理事業
施行者　川西市
代表者　川西市長　大塩　民生

１　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
兵庫県川西市火打２丁目14番４号
鍵井　衷

２　通知の内容
阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があった事を知った日の翌日から起算して60日以内に兵庫県知事に審査請求することができます。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に川西市を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に川西市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、明細書及び位置図並びに仮換地図の掲載は省略し、それらを兵庫県川西市中央町12番１号川西市役所において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年六月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

札幌市中央区北二条西三丁目一番地敷島ビル９Ｆ
エスエス都心ビル株式会社
代表清算人　藤田　英貴

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

札幌市白石区菊水上町二条三丁目五二番地一五七
旭林建設株式会社
代表清算人　植松　貞三

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

札幌市北区北三八条西二丁目二番三七―四〇一号
一般社団法人医療セミナー研究会
代表清算人　三和　公明

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

札幌市中央区南四条西二五丁目二番一号
一般財団法人小児愛育協会
代表清算人　三和　公明

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

札幌市中央区南二条西七丁目二番地
有限会社壱風堂
清算人　千葉　登

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

岩手県和賀郡西和賀町柳沢七〇地割七五番地
有限会社共栄砿業
清算人　星川　美紀

解散公告

当社は、平成二十六年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

宮城県気仙沼市栄町一番三〇号
株式会社ＭＧＫ
代表清算人　小笠原　憲

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

栃木県宇都宮市陽東八丁目一六番二〇号
有限会社整工社
代表清算人　荒井　栄治

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

埼玉県春日部市一ノ割一一九一番地五
株式会社建築屋
代表清算人　熊谷　明子

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

千葉県成田市安西二〇八番地
有限会社鶴岡電設
清算人　鶴岡　忠彦

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

千葉県市原市五井六二八八番地
有限会社ケイエムリース販売
清算人　中西喜久雄

解散公告

当社は、平成二十六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

東京都品川区西五反田二丁目六番三号
株式会社東京プロパティ
代表清算人　山﨑　康雄

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十七日

東京都渋谷区代々木一―六〇―一一
公益財団法人日本余暇文化振興会
代表清算人　佐野　元昭